令和８年10月30日

別荘オーナーの皆様

フォレストリゾート株式会社
美濃戸高原別荘管理事務所

仮設遊歩道の要望に関するお知らせ

先にお知らせいたしました「弓振川砂防堰堤建設事業に関する当社の考え方」のうち、「普段通りの生活リズム（仮設遊歩道ルート）の維持」として掲げておりました、玉川財産区区有林～K49 南間における遊歩道の仮設整備につきましては、長野県諏訪建設事務所に要望として申し入れておりましたが、その後の状況をご報告いたします。

当該区間の道路は通常仕様のアスファルト舗装により整備され、従前の未舗装道と比べ、埃や飛び石が大幅に抑えられる状況となりました。また、工事関係車両には時速 15km 以下での走行をお願いし、現在これを遵守いただいております。これらにより、当初懸念しておりましたお散歩時の環境は相当程度改善されたものと判断し、遊歩道の仮設整備の要望につきましては、当面の間、凍結（保留）とさせていただくこととし、その旨を同事務所にもお伝えいたしました。

なお、工事期間中は大型車両の通行がございますので、道路を歩行される際は引き続き車両に十分ご注意くださいますようお願いいたします。走行速度の遵守状況等で気になる点がございましたら、管理事務所までお知らせください。

その他の要望事項（静粛期間の設定、粉塵・騒音の低減対策、交通安全対策等）につきましては、引き続き長野県諏訪建設事務所との協議を進めてまいります。

ご期待をお寄せいただいていた皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今後、状況に変化がございましたら改めてお知らせいたします。

以上